なぜ15階建てマンションが？

先日、瑞穂区の「郡道」沿い住宅地の15階建てマンション建設をレポートした。売主「イワクラゴールデンホーム」のサイトを見ても、山崎川の桜並木はあるが、建物の全容が出てこない。どうも15階建てマンションの「凄さ」をイメージしにくい。「住民対策」なのだろうか。

道路を歩いていても、どうもマンションと階数が気になる。写真は名大の行き帰りに通る、四谷通の交差点角のマンションだ。信号待ちのとき、下から数えると、いちばん高いところが15階であった。これはと思い写真に収めた。このマンションは11階や15階など、階数の違いを比較できるので好都合だ。

「郡道」沿いの「住宅地の隆丘」に、15階建て全70邸の高層マンションが住宅や幼児園を見下ろすように建つのだ。この写真から周囲の景観とマッチせず、他を圧するようにそそり立つ高層マンションを想像できる。周辺の住宅の日照・通風はもちろん、穏やかな住環境・景観が一変することは間違いない。

こんなことが法的に認められるのが、いまの日本社会の現実であるのが悲しい。先日撮った写真には、「建築基準法による確認済」、確認済証交付者として「ビューローベリタスジャパン株式会社」と掲示されていた。どうも建築確認のことが気になり、久しぶりに五十嵐敬喜・小川明雄『建築紛争―行政・司法の崩壊現場』岩波新書、2006年を開いてみた。表紙カバーから―日本社会を揺るがした耐震強度偽装問題。事件の背景を探ってゆくと、極限まで進められた建築法制の規制緩和が浮かび上がってくる。それはまた、住宅地に高層マンションを入り込ませ、各地で住環境の破壊を引き起こしている。問題の根は何なのか。建築紛争の現場取材を通して、政官財そして司法が私たちの生活を脅かす構図を描き出す。

耐震強度偽装問題で多くの人々の関心を集めた建築確認制度の民間開放が、1998年の建築基準法の大改定で始まった。この改正の効果は「建築主の二―ズに即した建築確認・検査サービスの提供が可能となる」と強調された。まさに「建築無制限時代」の到来だ。それまでは建築の確認検査業務は、都道府県や一定規模以上の自治体の公務員である建築主事に限られていた。日本弁護士連合会などが懸念を表明したが、政府の強い意向で民間に開放されることになる。「ビューローベリタスジャパン」も、民間機関の一つだ。「郡道」沿いの15階マンション問題について、さらに調べレポートしたい。

（2016年8月20日）